

答申 行文第24号
平成24年9月19日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市情報公開審査会
会長 伊藤忠通

行政文書不開示決定についての異議申立てについて(答申)

平成24年7月4日付け奈市生第16号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第24-1号】

新斎苑の選定候補地ドリームランドの跡地の資料の開示請求に対する不開示決定処分に対する異議申立てについて

(別紙)

答申:行文第 24 号

諮問:行文第24-1号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が行った本件不開示決定処分については適正であったと認める。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成24年5月7日、奈良市長(以下「実施機関」という。)に対し、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。)第5条の規定により「新斎苑の選定候補地(ドリームランド跡地)の資料」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、行政文書に含まれる不開示情報の精査を行うため、平成24年5月21日、奈市生第12号の2「行政文書開示決定等期間延長通知書」により決定等の期間延長を行った。その後、同年6月4日、奈市生第12号の3「行政文書不開示決定通知書」により、不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分により開示請求文書が全く開示されなかったことを不服として、平成24年6月7日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、異議申立てを行った。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、本件処分の理由が納得できないため、開示されない理由を明確にわかりやすく示してほしいというものである。

第4 実施機関の主張

実施機関が、意見書及び口頭意見陳述において主張している本件処分にかかる意見は、概ね次のとおりである。

- (1) 新火葬場に係る建設候補地については、選定作業途中であり、候補地を公にすることにより、周辺住民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれや、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を生じさせるおそれがある。よって、本件開示請求の対象となる行政文書(以下「本件行政文書」という。)の情報は条例第7条第5号に該当するため、本件処分は妥当である。
- (2) 本件処分を行うにあたり、異議申立人には、選定作業における検討内容、選定理由及び不開示理由等について口頭による説明を行っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人が提出した異議申立書及び意見書並びに実施機関が提出した意見書及び実施機関からの口頭意見陳述を基に、次のとおり判断した。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利(以下「開示請求権」という。)を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政を推進することを目的として制定されたものである。

したがって、実施機関は、開示請求された行政文書が存在する限り原則として公開すべきであるが、一方で開示請求権も無制限無制約な権利ではなく、当該行政文書に条例第7条所定の情報が含まれる場合、不開示とすることを認めている。開示請求された行政文書の中に公にすることにより特定の個人や団体の権利利益を害するおそれのある情報や特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を生じさせるおそれがある情報などが含まれる場合、市民の知る権利が制約されることもやむを得ない。

当審査会は、上記の趣旨に照らし、本件行政文書に条例第7条所定の情報が含まれているか否かを判断することとする。

2 争点について

本件の争点は、本件行政文書が条例第7条第5号に示すような、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報に該当するか否かである。

3 本件行政文書の概要について

本件行政文書は、奈良市市民生活部生活環境課が作成した新火葬場の建設候補地の選定資料である。その内容としては、候補地として考慮すべき条件や検討課題を明らかにするとともに、具体的な候補地名並びに当該区域に対する検討項目ごとの詳細な分析、評価、問題点及び概

算事業費等が記されている。また、選定作業が複数回にわたって行われているため、回を追うごとに絞り込みがなされ、結果的に絞り込み状況を明瞭に確認できる文書となっている。

4 本件行政文書の条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、本件行政文書を公にすることにより、周辺住民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれや、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を生じさせるおそれがあるとし、本件行政文書に記載された情報は条例第7条第5号に該当するとしている。

条例が知る権利を尊重していることから、情報が条例第7条第5号に該当するためには、文書が公にされることにより周辺住民等の間に不当に混乱を生じさせる抽象的なおそれや、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を生じさせる抽象的なおそれが存在するだけでは、不十分であり、具体的なおそれが認められることが必要である。

そこで検討するに、本件行政文書には、具体的に複数の候補地名の記載があり、また、各候補地に対する詳細な評価や土地取得に係る概算価格等が記されていることから、これらの情報が公になると投機の助長や土地価格の高騰若しくは下落等を招き、結果的に地権者等に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがあることは否定できない。また、当該情報が、現時点では実施機関の政策意思形成過程にある情報であることを考えれば、そのような未成熟な情報を公にすることにより、市民の間に不要な誤解や憶測を招く具体的なおそれがあることもやはり否定できない。

よって、当審査会は、本件行政文書が条例第7条第5号に該当するとした実施機関の判断は妥当であると認める。

5 部分開示による情報公開の可能性について

上記のように、本件行政文書には条例第7条第5号に該当する情報が含まれているが、そもそも条例は前述のように原則公開を趣旨としていることから、その第8条において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該不開示部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。

そこで、当審査会では条例の趣旨にのっとり、可能な限り情報開示を行うために、本件行政文書の部分開示が可能か否かを検討した。

本件行政文書は、前述のとおり、その大部分において具体的な候補地名並びに当該区域に対する検討項目ごとの詳細な分析、評価、問題点及び概算事業費等が記され、複数回の選定作業の結果を一連の資料として取りまとめたものであり、徐々に候補地が絞り込まれていく状況をつぶさに確認できる資料となっている。そのため、仮に条例第7条第5号に該当する情報を黒塗り等で除いてその余の部分を開示すると、作業実施時点ごとの候補地件数等については確認することが可能であり、結果的に具体的な候補地名についても類推することが可能である。

以上のことから、当審査会は、本件行政文書における不開示情報が、容易に区分して除くこと

ができないと判断した。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、選定作業の検討内容や不開示理由等について、口頭による説明を行っているとのことであるが、今後とも市民の疑問に対して、よりいっそう説明責任を全うされることを希望する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 7月 4日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 7月18日 平成24年 7月24日	異議申立人から意見書の提出を受けた。 実施機関から意見書の提出を受けた。
平成24年 8月22日 (平成24年度第3回審査会)	・異議申立てについての概要説明を行った。 ・実施機関から意見聴取を行った。 ・事案の審議を行った。
平成24年 9月12日 (平成24年度第4回審査会)	事案の審議を行い、答申のとりまとめを行った。
平成24年 9月19日	実施機関に対して答申を行った。

●奈良市情報公開審査会委員(敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
伊 藤 忠 通	奈良県立大学学長	会 長
末 吉 洋 文	帝塚山大学准教授	
多 田 実	弁護士	職務代理者
藤 次 芳 枝	弁護士	
戸 城 杏 奈	弁護士	